

一橋大学海外派遣留学制度／グローバルリーダー育成海外留学制度 平成 31(2019) 年度派遣留学生募集要項〈第 1 回募集〉

平成 26 年 12 月 1 日に発表された学長メッセージでは、「グローバル化の進む社会に柔軟に対応することができ、現代の社会に貢献し得る人材」の育成が教育目標として掲げられています。本学は、本学協定校をはじめとする世界トップレベルの大学での中長期の留学が、学生自身が明確な目的意識を持って、海外の大学における専門科目を履修し、高い水準の目標に向かって取り組む点で、人材育成に非常に効果的であると考えています。本学では、そのための留学制度として、一橋大学海外派遣留学制度及びグローバルリーダー育成海外留学制度を設けています。

平成 31(2019) 年度の派遣留学生を下記により募集しますので、派遣留学を希望する学生は、熟読の上応募してください。

記

1. 一橋大学海外派遣留学制度（交換留学枠・授業料徴収枠）

(1) 応募区分・資格

学部生にあつては(a)にて定められた条件を全て満たしている者、大学院生にあつては(b)に定められた条件を全て満たしている者。

ただし、応募時点で学部 4 年次に在籍しかつ大学院生として派遣留学を希望する場合は、(b)の大学院生として応募すること（なお、派遣留学に内定した場合は、大学院入学試験の合格発表後速やかに合格証明書を提出すること。また、大学院入学試験が不合格の場合には、派遣留学の内定を取り消すものとする。）。

(a) 学部生

- ① 応募時点において、一橋大学に在籍し、平成 31 年 4 月 1 日現在、本学 3 年次または 4 年次に在籍予定の者（ただし、国費外国人留学生、公益財団法人交流協会奨学金留学生または非正規生は、本制度に応募することができない。また、派遣留学内定後において、2 年次から 3 年次へ進級できなかった学生は、内定を取り消すものとする。）
- ② 過去に外国の大学に 1 年以上留学した経験のない者
- ③ 過去に一橋大学海外派遣留学制度またはグローバルリーダー育成海外留学制度により、派遣留学の内定を受けたことがない者（ただし、本制度またはグローバルリーダー育成海外留学制度に内定したが派遣先大学で入学許可を得られなかった者は、応募資格があるものとする）
- ④ 派遣先大学で専門教育科目の単位取得及び専門の研究をする目的が明確な者。
 - ・ 派遣留学期間が 8 か月以上の場合、派遣先大学にて 4 科目以上を単位取得すること。
 - ・ 派遣留学期間が 7 か月以下の場合、派遣先大学にて 2 科目以上を単位取得すること。なお、ワークロードによらず、1 科目は 1 科目とみなすものとする。

- ⑤ 「別表 1 派遣先大学募集要件一覧」のうち、派遣留学を希望する派遣先大学の本学が定める語学要件を満たしている者
- ⑥ 入学から直近の学期末までの GPA 値が 2.7 以上である者

(b) 大学院生

- ① 応募時点において、一橋大学に在籍し、平成 31 年 4 月 1 日現在、一橋大学大学院に在籍または在籍予定の者（ただし、国費外国人留学生、公益財団法人交流協会奨学金留学生または非正規生は、本制度に応募することができない）
- ② 過去に一橋大学海外派遣留学制度により、派遣留学の内定を受けたことがない者（ただし、本学学部課程における派遣留学内定は含まない。また、本制度に内定したが派遣先大学で入学許可を得られなかった者は、応募資格をあるものとする。）
- ③ 派遣先大学で専門教育科目の単位取得及び専門の研究をする目的が明確な者。
 - ・ 派遣留学期間が 8 か月以上の場合、派遣先大学にて 4 科目以上を単位取得すること。
 - ・ 派遣留学期間が 7 か月以下の場合、派遣先大学にて 2 科目以上を単位取得すること。
 なお、ワークロードによらず、1 科目は 1 科目とみなすものとする。
- ④ 派遣先大学が定める語学及び学業成績要件を満たしている者。ただし、当該派遣先大学が語学要件を定めていない場合には、TOEFL iBT 83/IELTS 6.5、新 HSK6 級、ヨーロッパ言語参照枠 B2 レベル以上に該当する語学スコアを有すること。

(2) 派遣先大学・派遣留学期間

- ・ 「別表 1 派遣先大学募集要件一覧」を参照すること。なお、所属により派遣対象外となる派遣先大学があるので、十分に確認すること。
- ・ 平成 31 年中に派遣先大学で留学を開始し、派遣留学期間及び渡航期間は 1 年以内とする。
- ・ 授業料徴収枠の派遣先大学に留学する場合は、派遣先大学と本学の両方の授業料等を支払うこととなるため、よく確認した上で応募すること。

(3) 奨学金（予定）

① 一橋大学海外派遣留学制度による支給対象者・支援内容等

| 応募区分 | 奨学金名 | 支給内容 | 備考 |
|------|---|-------|--|
| 学部生 | 一橋大学海外留学奨学金 (一般社団法人如水会、一般社団法人明治産業人材育成支援会、明治産業株式会社及び明産株式会社の寄附による) | 留学準備金 | ・ 往復航空券(復路変更が可能なもの)及び派遣留学期間の全てを補償する海外旅行保険等の費用とし、派遣留学期間に応じて別表 2 に定める奨学金額を支給する。 |
| | | 滞在費 | ・ 派遣先大学での授業期間中において、別表 3 に定める派遣先地域・都市に応じた奨学金月額を支給する。 ・ 一橋大学海外留学奨学金に代替して、日本学生支援機構 (JASSO) 海外留学支援制度 (協定派遣) 奨学金より支給する場合がある。 |

| 応募区分 | 奨学金名 | 支給内容 | 備考 |
|------|----------------------------------|------|--|
| 大学院生 | 日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）奨学金 | 滞在費 | <ul style="list-style-type: none"> 日本学生支援機構（JASSO）が定める派遣先地域・都市に応じた奨学金月額を支給する。 ただし、日本学生支援機構（JASSO）の採択結果及び支給条件等により、奨学金が支給されない場合があることを予め留意すること。 |

- 一橋大学海外留学奨学金は、一般社団法人如水会、一般社団法人明治産業人材育成支援会、明治産業株式会社、明産株式会社からの寄付金により設立された奨学金である。奨学金受給者は、奨学金支援団体が指定する「留学生レポート」等を提出しなければならない。

② 愛知県所在の高等学校を卒業した学部生の特例

- 愛知県所在の高等学校を卒業した学部生で、通年(1年間)に渡り派遣留学を行う者には、堀海外留学支援資金奨学金（堀誠氏の寄付金による）により、年間予算の範囲内で、成績等の上位者から優先的に滞在費として1人あたり別表4に定める奨学金を支給することがある（一橋大学海外派遣留学制度／グローバルリーダー育成海外留学制度、両制度合わせて年間5名程度を予定。）
- 堀海外留学支援資金奨学金と一橋大学海外留学奨学金による滞在費または日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）奨学金等との併給は認めない。
- 堀海外留学支援資金奨学金は、堀誠氏からの寄付金により設立された奨学金である。奨学生として採用された者は、堀氏との留学前後の懇談会への出席、堀氏への留学前から帰国後における各種報告を行わなければならない。

(4) 選考方法

一橋大学学生国際交流専門委員会が、提出書類（特に成績証明書記載の成績を重視する）により総合的に評価し、選考する。ただし、必要に応じて面接試験を行う場合がある。

2. グローバルリーダー育成海外留学制度（グローバルリーダー枠）

(1) 応募資格

次の条件をすべて満たしている学部生とする。ただし、内定後に2年次から3年次へ進級できなかった学生は、内定を取り消すものとする。

- ① 応募時点において、一橋大学に在籍し、平成31年4月1日現在、本学3年次または4年次に在籍予定の者（ただし、国費外国人留学生、公益財団法人交流協会奨学金留学生または非正規生は、本制度に応募することができない。）
- ② 派遣先大学で専門教育科目の単位取得及び専門の研究をする目的が明確な者
- ③ 「別表1 派遣先大学募集要件一覧」のうち、派遣留学を希望する派遣先大学が定める要件を満たしている者。成績要件(GPA)については、本学入学時から直近の学期末までの成績を対象とする。なお、内定後に平成30年度夏学期の成績(GPA)を確認し、派遣先大学の成績要件を満たしていない場合は、内定を取り消すものとする。

(2) 派遣先大学・派遣留学期間

- ・ 「別表 1 派遣先大学募集要件一覧」を参照すること。
- ・ 派遣留学期間及び渡航期間は 1 年以内とする。

(3) 奨学金等（予定）

① 一橋大学基金グローバルリーダー育成海外留学奨学金による支援内容等

| 派遣先大学 | 支援内容 | 備考 |
|--|-------------|---|
| University of Oxford (St. Peter' s College) 並びに University of Cambridge (Pembroke College) | 授業料及び 寮費 | 派遣支援経費として、本学が派遣先大学へ支払う。 |
| | 留学準備金 | 往復航空券(復路変更が可能なもの)及び派遣留学期間の全てを補償する海外旅行保険等の加入費用とし、派遣留学期間に応じて別表 2 に定める奨学金額を支給する。 |
| London School of Economics and Political Science | 授業料 | 派遣支援経費として本学が派遣先大学へ支払う。 |
| | 寮費 | 寮費相当額を、奨学金として学生に支給する。 |
| | 留学準備金 | 往復航空券(復路変更が可能なもの)及び派遣留学期間の全てを補償する海外旅行保険等の加入費用とし、派遣留学期間に応じて別表 2 に定める奨学金額を支給する。 |
| Harvard University (Harvard College) | 授業料及び 寮費 | 派遣支援経費として、本学が派遣先大学へ支払う。ただし、大学の寮が提供されない場合は、居住に係る経費は学生本人の自己負担とする。 |
| | 留学準備金 | 往復航空券(復路変更が可能なもの)及び派遣留学期間の全てを補償する海外旅行保険等の加入費用とし、派遣留学期間に応じて別表 2 に定める奨学金額を支給する。 |

② 愛知県所在の高等学校を卒業した学部生の特例

- ・ 愛知県所在の高等学校を卒業した学部生で、通年(1年間)に渡り派遣留学を行う者には、堀海外留学支援資金奨学金(堀誠氏の寄付金による)により、年間予算の範囲内で、成績等の上位者から優先的に滞在費として 1 人あたり別表 4 に定める奨学金を支給することがある。(一橋大学海外派遣留学制度/グローバルリーダー育成海外留学制度、両制度合わせて年間 5 名程度を予定。)
- ・ 堀海外留学支援資金奨学金は、堀誠氏からの寄付金により設立された奨学金である。奨学生として採用された者は、堀氏との留学前後の懇談会への出席、堀氏への留学前から帰国後における各種報告を行わなければならない。

(4) 選考方法

一橋大学学生国際交流専門委員会が、書類選考及び面接試験の結果に基づき、選考する。

3. 両制度共通事項（交換留学枠及び授業料徴収枠及びグローバルリーダー枠）

(1) 提出書類

全ての書類について、片面印刷すること。また、ホチキスは使用しないこと。

| 提出書類 | 対象者 | 備考 |
|---------------|-----|--|
| ① 派遣留学生申請書 | 全員 | オンライン申請システムにて作成すること。 |
| ② 希望派遣先大学申告票 | 全員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定様式をオンライン申請システムにてアップロードすること。 ・ 申請できる派遣先大学は、本学の定める要件を満たしているもののみ限定する。なお、グローバルリーダー枠については、派遣先大学の定める要件を満たしていること。 ・ 交換留学枠及びグローバルリーダー枠のうち希望する派遣先大学を記載すること。 ・ 学部生については、申請できる大学数に制限を設けない。 ・ 大学院生については、申請できる大学数は1校のみとする。 |
| ③ 自己推薦書 | 全員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意様式。各ページ右上に学籍番号と氏名を記載すること。 ・ ワープロ等で作成し、日本語 2,000 字程度で A4 判用紙 2 枚におさめること。 ・ 留学を志望する理由を中心に、これまでの履修・研究内容、留学後の将来計画及び課外活動等を含めて、自由記述。 |
| ④ 留学計画書 | 全員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 任意様式。各ページ右上に学籍番号と氏名を記載すること。 ・ ワープロ等で作成し、日本語 1,200 字程度で A4 判用紙 1 枚におさめること。 ・ 最上位で希望する派遣先大学の選定理由及び履修・研究計画を記述すること。 ・ 最上位で希望する派遣先大学での履修言語による訳を添付すること（枚数制限なし）。 ・ 交換留学枠とグローバルリーダー枠の両制度の派遣先大学を希望する場合は、各制度での最上位で希望する派遣先大学について、それぞれ 1 部ずつ作成すること。 |
| ⑤ 語学能力を証明する書類 | 全員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各派遣先大学の本学が定める要件を満たす語学試験のスコアレポート等（平成 29 年 4 月以降に受験した正式なものに限る）の原本を提出すること。（選考結果公表後に返却する） ・ 原本を提出できない場合は、試験結果照会のウェブページ画面を印刷したものを提出し、「提出書類等チェック表」に照会（ログイン）に必要な ID とパスワードを記載すること。 ・ 大学院生については、希望派遣先大学の大学院生向け語学要件を確認できる書類とそれを満たす語学試験のスコアレポート等を提出すること。なお、特に要件を定めていない場合は、それがわかる書類と応募資格に定める条件を満たす語学試験のスコアレポート等を提出すること。 ・ 特別な定めがない限り、全ての語学試験において、スコアレポートの提出が間に合わない場合は、選考の対象としない。 ・ 平成 30 年 7 月下旬までに実施される英語以外の語学能力試験については、 |

| 提出書類 | 対象者 | 備考 |
|----------------------|------|--|
| | | 応募時に結果が出ていない場合でも、応募を認める。ただし、受験する試験の受験票のコピー又は試験名及び試験日等を記載した申立書（任意様式）を提出すること。この場合、ウェブ等で結果が確認でき次第、試験結果照会のウェブページ画面を印刷したものを提出し、追ってスコアレポート等の原本を提出すること。なお、試験結果が本学の定める要件を満たしている場合に限る、応募を正式に受理する。 |
| ⑥ 成績証明書 | 学部生 | 直近の学期末の成績を含む成績証明書（和文） 西本館 1 階エントランスにある証明書自動発行機で発行し、提出すること。 |
| | 大学院生 | 学部の成績証明書及び直近の学期末の成績を含む大学院の成績証明書（和文又は英文以外の場合には原本に和訳を添付すること。） |
| ⑦ 成績確認表 | 学部生 | 2 年生：進学用成績確認表、3・4 年生：卒業用成績確認表 西本館 1 階教務課窓口右脇のプリンターで発行し、提出すること。 |
| ⑧ 推薦書 | 右記参照 | ・ グローバルリーダー育成海外留学制度の派遣先大学を希望する者のみ提出 ・ 任意様式 ・ 本学教員による推薦書（厳封）に限る。 |
| ⑨ 派遣留学応募に関する誓約書 | 全員 | 所定様式 |
| ⑩ 個人情報収集同意書 | 全員 | 所定様式 |
| ⑪ 派遣先大学の入学要件が明示された書類 | 大学院生 | ・ 大学院生は、希望派遣先大学が求める入学要件（語学、成績等）が明示された書類を添付すること。 ・ 日本語又は英語以外の言語による場合は、和訳を添付すること。 |
| ⑫ 高等学校卒業証明書 | 右記参照 | 「堀海外留学支援資金奨学金」を希望する者のみ提出すること。 |
| ⑬ 提出書類等チェック表 | 全員 | 提出書類等チェック表を用いて、提出書類を確認し、必要事項を記入すること。 |

(2) 応募方法

「①オンライン申請」を行った上で、「②書類の提出」を行うこと。なお、提出書類のうち「希望派遣先大学申告票」については、オンライン申請システムにてアップロードしたものを必ず提出すること。（アップロード後の変更、差替え不可。）

① オンライン申請

| | |
|------|--|
| 申請期間 | 平成 30 年 6 月 13 日(水)午前 9 時～6 月 19 日(火)午前 9 時 |
| 申請方法 | ・ オンライン申請システム（国際課ウェブサイト http://international.hit-u.ac.jp にリンクを掲載）にて、派遣留学申請書の作成及び希望派遣先大学申告票のアップロードを行うこと。 |

| | |
|--|---|
| | ・「オンライン申請と申請書類の提出について」(国際課ウェブサイトに掲載)を必ずよく読んでからオンライン申請を行うこと。 |
|--|---|

② 書類の提出

| | |
|------|--|
| 提出期間 | 平成 30 年 6 月 18 日(月)午前 9 時～6 月 20 日(水)午後 3 時 ただし、郵送にて提出する場合は平成 30 年 6 月 19 日(火) 必着とする。 |
| 提出方法 | 提出書類を角 2 封筒に厳封し、封筒表面に「一橋大学海外派遣留学制度応募書類在中」と朱書き、裏面に受付番号と氏名を記載の上、簡易書留郵便又は持参により提出すること。 |
| 提出先 | 〒186-8601 東京都国立市中 2-1 一橋大学学務部国際課派遣留学担当 (Tel: 042-580-8764) |
| 備考 | 応募書類に不備がない場合には、受付票を「派遣留学生申請書」に記載された E-mail アドレス宛に送付する。 |

(3) 面接予定日

グローバルリーダー育成海外留学制度 (グローバルリーダー枠)

平成 30 年 7 月 4 日(水)

一橋大学海外派遣留学制度 (交換留学枠)

平成 30 年 7 月 9 日(月)～7 月 13 日(金)

(4) 選考結果 (派遣留学内定者) の発表

平成 30 年 8 月上旬予定

(5) 補足事項

- ① 「別表 1 派遣先大学募集要件一覧」は、派遣先大学の事情により予告なく変更される場合があるので、留意すること。
- ② 「別表 1 派遣先大学募集要件一覧」に記載の「本学が定める要件」は、本学での選考に用いる学部生向けの要件である。派遣留学に内定後は、派遣先大学への出願までに、「派遣先大学が定める要件」を満たす必要がある。なお、大学院生については、派遣先大学のウェブサイト等で大学院生向けの要件を必ず確認すること。
- ③ 派遣先大学の学年暦の途中からの入学を希望する場合は、留学期間や履修、入寮について、制限がある場合が多いため、派遣先大学のウェブサイト等をよく確認すること。
- ④ 平成 31(2019) 年 1 月～4 月に留学開始を希望する場合は、出願までの期間が短いため、「派遣先大学が定める要件」をよく確認すること。
- ⑤ 交換留学生在が履修できる授業科目に制限を設けている派遣先大学があるため、ウェブサイト等で確

認し、履修・研究計画を立てた上で応募すること。

- ⑥ TOEFL ITP (Institutional Testing Program)のスコアは、語学能力を証明する書類としては認めない。
- ⑦ 複数の語学要件を記載されている場合は、いずれか1つの語学要件を満たしていればよく、全ての語学要件を満たしている必要はない。
- ⑧ 一橋大学海外派遣留学制度（交換留学枠）の選考に際し、英語と英語以外の語学要件（例：フランス語）が記載されている派遣先大学（例：パリ政治学院）で採用予定者数が2名以上となる場合は、1人目を最も評価点の高い者、2人目を英語以外の語学要件を満たしている者のうち最も評価点の高い者を採用し、3人目以降は言語によらず評価点の高い者から順に採用する。なお、英語以外の語学要件を満たしている者がいない場合は、評価点の高い者から順に採用する。
- ⑨ 国・地域によっては留学時のビザ取得に際し、語学要件を定めている場合がある。「別表1 派遣先大学募集要件一覧」に記載の要件とは異なる場合があるので、詳細を確認した上で準備すること。
- ⑩ 派遣先大学の出願要件として、本学において特定の専門科目を履修し、その分野における十分な知識を有することを条件とする派遣先大学があるため、「別紙1 派遣先大学募集要件一覧」や派遣先大学のウェブサイト等で十分確認の上、出願先を選択すること。

(6) 派遣留学に内定した場合の注意事項等

- ① 派遣留学期間中は、「派遣留学生」身分として本学に在籍することとなり、休学は認められない。また、派遣留学期間中は本学の授業料を納付しなくてはならない。
- ② 健康管理は自らの責任において行うこと。派遣留学期間中の事故及び疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担となる。なお、派遣留学生は、下記に定める基準以上の海外旅行保険に加入しなければならない。

| 項目 | 補償基準 |
|---------|---------|
| 治療・救援費用 | 3,000万円 |
| 傷害死亡 | 3,000万円 |
| 傷害後遺障害 | 3,000万円 |
| 疾病死亡 | 1,000万円 |
| 賠償責任 | 1億円 |

- ③ 派遣留学生は、留学先国における日常的なリスクに対応するために、本学が指定する海外用携帯電話レンタルサービスに加入すること
- ④ 一橋大学海外派遣留学制度（交換留学枠）またはグローバルリーダー育成海外留学制度（グローバルリーダー枠）への合格（派遣留学内定）は、派遣先大学への入学を担保するものではない。国際課の指示する所定の時期に、派遣先大学が求める出願書類を当該大学に提出し、先方にて審査・入学の可否が決定される。
- ⑤ 出願時に、派遣先大学の定める要件（語学、成績等）を満たせない場合には、派遣先大学への入学は許可されない。
- ⑥ 派遣先大学からの入学許可をもって、派遣留学生としての身分を決定する。入学許可を取得できない

場合には、派遣留学内定を取り消す。

- ⑦ 派遣留学内定者は、本学が実施する下記のオリエンテーションに必ず出席しなくてはならない。また、相当な理由なく、遅刻・早退・欠席した場合は、派遣留学内定を取り消す。詳細については、別途国際課より通知する。

| | 冬出発 | 夏出発 |
|-------------------|---------------|--------------|
| 事務手続きオリエンテーション | 平成 30 年 10 月頃 | 平成 31 年 4 月頃 |
| 異文化・危機管理オリエンテーション | 平成 30 年 11 月頃 | 平成 31 年 5 月頃 |

- ⑧ 派遣留学生は、派遣留学先大学での本学の PR 活動や、帰国後の本学及び奨学金支給団体等への留学報告並びに留学報告会等へ参加しなければならない。また、正当な理由なく、留学報告等を行わない者には支給した奨学金の返還を含め、厳正に対処する。
- ⑨ 派遣先国及び派遣期間等によっては、派遣留学に係る所要経費が奨学金額を超える場合があるが、その場合の超過分は自己負担とする。
- ⑩ 奨学金支給期間および支援内容と他団体等による奨学金支援期間および支援内容が重複する場合は、必要に応じて、奨学金額の減額を行う場合がある。
- ⑪ 派遣留学生が次の各号の一に該当すると認められた場合には、奨学金の給付を停止又は中止することがある。
- 一 休学、退学又は除籍になったとき。
 - 二 留学を取りやめたとき。
 - 三 学業成績が不良となったとき。
 - 四 処分を受けたとき。
 - 五 その他奨学生として適当でない事実があったとき。

(7) 第 2 回募集について

第 1 回募集の選考の結果、派遣可能な枠がある場合には、本募集要項に準じ、下記の日程のとおり第 2 回募集を実施する予定である。ただし、第 2 回募集では、平成 31 年 5 月以降に派遣可能な大学のみ募集対象とする。

提出期間 : 平成 30 年 9 月 18 日(火)～9 月 20 日(木) (予定)

選考結果の発表 : 平成 30 年 10 月下旬 (予定)

平成 30 年 1 月
学生国際交流専門委員会
学務部国際課